

- 一、一般市民の迷惑を思ひ、明廿八日より一先づ就業して、更らに左の條項を交渉する事
 - (イ)不當なる今回の解雇を取消す事(ロ)、今後此の問題に就て解雇者を出さざる事(ハ)、勤
續賞與制を改正する事(第一回要求通り)、懲罰制を改正する事(第一回要求通り)(ホ)、回答
期日は八月十日まで
 - 二、若し交渉不調の時は更らに罷業を決定する事
 - 三、今後の運動資金として各自金一圓宛提出する事
 - 四、結束を固める爲屢々茶話會を開催する事
- 斯くて廿八日より一齊に就業しつ、此れより先官憲の爲めに檢束されてゐた幹部等の歸るを待つ
てゐる三會社側は色々の方面より手を廻して妥協を申込んで来た。従業員側も組合的訓練の未熟な
現狀にて戦ひを長引かす事の不得策を悟ひ、遂に三十一日午後尼ヶ崎本社にて三崎事務會見して
(イ)今回の解雇者十七名と前回の解雇者四名とに三百圓宛を支給する事、(ロ)承認、(ハ)(ニ)は
要求に殆んど近いものを近く實施する事
ミの回答を得たので一時争議を打ち切つた。

加太鐵道の罷業

加太輕便鐵道は和歌山市より海草郡加太町に至る程長、七哩の鐵道であり、さうしてこれに從業

する鐵道労働者は驛長助役等を合して約五十名位である。
然るに此の鐵道會社は従業員に對する待遇が他會社より非常に悪く車掌初任給金七十錢で其他
に精勤賞與や割増金加はつて月收三十五六圓位であつた。
如斯き狀態で最高の驛長ですらも月收五十二三圓であるから、これではとても我慢が出来ない上
に此會社には退職解雇及び公傷等に於ける扶助規定もないから、此際我等従業員は、待遇改善の要
求運動を爲すべしと、加太驛長中島喜十郎車掌長榎本傳四郎の兩君等が中心となりて結束したので
あつた。愈々結束は出来た。七月廿三日の夜加太田生田屋の階上で大阪聯合會から藤岡文六、田中
良一の二君を招いて加太輕鐵従業員組合の發會式を舉げた。
廿五日午後三時従業員側の代表者中島喜十郎、榎本傳四郎、喜多、松山の四氏は社長垣内氏を訪
ふて嘆願書を提出した。

嘆 願 書

- 一、解雇及び退職手當
- (イ)一ヶ年未満日給の六十日分一ヶ年以上一ヶ月を増す毎に日給の四日分を加算されたきこと
- (ロ)解雇手當は其倍額を支給されたきこと
- 二、公務上疾病の場合は治療費の全部を負担し尚休業中の場合は日給の全額を支給されたきこと